

## 令和6年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和6年7月4日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第62号	飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第63号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第64号	飛騨市土地開発公社定款の一部を改正する定款について
第5	議案 第65号	飛騨市過疎地域持続的発展計画の変更について
第6	議案 第66号	岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について
第7	議案 第67号	飛騨市多機能型障がい者支援施設条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第68号	飛騨市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第9	議案 第69号	飛騨市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第10	議案 第70号	飛騨市教員住宅設置条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第71号	字区域の変更について(河合町角川Ⅻ地区)
第12	議案 第72号	字区域の変更について(神岡町西Ⅷ地区)
第13	議案 第73号	飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例について
第14	議案 第74号	令和6年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第15		政治倫理審査会委員の補充選任

○出席議員（13名）

1番				成昭子
2番				廣孝
3番				要二朗
4番				美博
6番				憲子
7番				子
8番				
9番				
10番				
11番				
12番				
13番				
14番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	藤	井	弘	史
教育長	下	出	尚	弘
総務部長	谷	尻	孝	之
企画部長	森	田	雄	郎
市民福祉部長	野	村	賢	一
商工観光部長	畑	上	あ	一
農林部長	野	村	久	さ
基盤整備部長	森		英	徳
環境水道部長	横	山	裕	樹
教育委員会事務局長	大	庭	久	和
会計管理者	渡	邊	康	幸
消防長	堀	田	丈	智
病院事務局長	佐	藤	直	郎
財政課長	上	畑	浩	樹

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	嶋	中	み	な

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（井端浩二）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（井端浩二）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により11番、前川議員、12番、野村議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第62号 飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例について  
から

日程第10 議案第70号 飛騨市教員住宅設置条例の一部を改正する条例について

◎議長（井端浩二）

日程第2、議案第62号、飛騨市内部組織設置条例の一部を改正する条例についてから、日程第10、議案第70号、飛騨市教員住宅設置条例の一部を改正する条例についてまでの9案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら9案件については総務常任委員会に審査を付託してありますので、総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

住田総務常任委員長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 住田清美 登壇〕

●総務常任委員長（住田清美）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第62号から議案第70号までの9案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告をいたします。

去る7月1日、午前10時より委員会室において審査を行いました。

初めに、議案第62号について申し上げます。本案は、業務効率化のために企画部総合政策課にあった儀式・栄典等の事務を総務部人事課に移管させ、組織を再編することに伴う改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「人事課の一部の業務をアウトソーシングし、その空きを埋めるために事務を移管したのか。」との質疑があり、「秘書室の業務が増えており、調整を図るため事務を移管するものである。」との答弁がありました。

次に、議案第63号について申し上げます。本案は、地方税法等の一部を改正する法律により地

方税法が改正されたことに伴い、当該条例における市民税及び固定資産税に関する規定について所要の改正を行うものであります。

本案の主な改正点は、市民税関係として、1点目に地方税法の改正に伴い、所得税法の改正と同様に公益信託の信託事務に関連する寄附金の寄附金税額控除を対象に追加するもの。2点目に市民税改正で地方税法の改正に伴い、公益法人等に対して寄附した場合の譲渡所得等の規定について租税特別措置法で定められている規定を整理し削除するものです。

固定資産税関係としては、私立学校法の改正に伴い非課税の範囲の規定について条例に引用している箇所の整理を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「寄附金税額控除に関する改正部分の施行日は令和7年1月1日ではないのか。」という質疑があり、「公益信託に関する法律の施行が令和8年4月の予定のため、附則ではこの法律の施行日の属する年の翌年の1月1日としている。」との答弁がありました。

次に、議案第64号について申し上げます。本案は、飛騨市土地開発公社の理事会の簡易な議決事項の場合にのみ書面表決を認めるための改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「どのような場合に書面ではなく理事会を開くのか。」という質疑があり、「令和6年度は土地の分譲がなく事務的な内容となるため、書面表決となる。しかし、今後新たに土地を購入するなどの案件が出てくれば理事会を開き、議決をいただく。」との答弁がありました。

次に、議案第65号について申し上げます。本案は、飛騨市過疎地域持続的発展計画にいきいき地域生活応援事業を追加するため、計画を変更し、議決を求めるものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「過疎債にソフト事業を充てる理由は何か。」という質疑があり、「かつてはハード事業のみであったが、枠つきであるがソフト事業に充てることができる。ここに対象の事業を追加すれば交付税措置が7割あるため有利になる。」との答弁がありました。

次に、議案第66号について申し上げます。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

令和6年12月2日以降、マイナンバーカードを持たない後期高齢者医療被保険者に対し、保険証の代わりとなる資格証明書を交付できるようにするための改正であります。

質疑の内容についてご報告いたします。「資格証明書は本人申請なのか。」という質疑があり、「決定はしていないが、プッシュ型で手続きができるよう検討がされている。」との答弁がありました。

次に、議案第67号について申し上げます。本案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行うものであります。本案の改正点は、市町村が行う新たな事業が追加されたため、同法から引用して規定していた条項に条項ずれが生じたため、引用箇所を改正するものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「上位法の改正はいつだったのか。」との質疑があり、「令和5年12月中旬に公布され、本年4月1日に施行された。」との答弁がありました。

次に、議案第68号について申し上げます。本案は、介護保険法施行規則の改正に伴う改正であります。本案の主な改正点は、1点目に、非常勤であっても条件を満たせば定められた員数が配置されたとみなすことが可能となること。2点目に、複数の地域包括支援センターを1つとみなして必要な員数を基準として、各地域包括支援センターにおいては3職種のうち2職種以上を配置すれば配置基準を満たすものとするものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「人材が不足してきているため複数のパートタイム勤務者の勤務時間を合計し、1人の勤務時間を満たすことで配置したとみなすのか。」との質疑あり、「そのとおりである。」との答弁がありました。

次に、議案第69号について申し上げます。本案は、議案第68号の改正の根拠となった介護保険法施行規則の改正により、引用して規定していた条項に条項ずれが生じたため、引用箇所を改正するものであります。質疑はありませんでした。

次に、議案第70号について申し上げます。本案は、国道360号の改良により通勤しやすくなったことから、利用しなくなった宮川小学校教員住宅を行政財産から廃止するための改正であります。今後は、普通財産として管理し生活急迫者の一時的な居住場所として使用していくものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「廃止後の利用目的に合わせた行政財産として管理していくべきではないか。」との質疑があり、「廃止後は社会福祉協議会へ管理を含めて無償貸し付けを予定しており、行政財産のままでは貸し付けができないため普通財産へ切り替える。」との答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれら案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 住田清美 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、これら9案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第62号から議案第70号までの9案件について、委員長の報告は可決であります。これら9案件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら9案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第11 議案第71号 字区域の変更について（河合町角川Ⅻ地区）について  
から

日程第13 議案第73号 飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例について

◎議長（井端浩二）

日程第11、議案第71号、字区域の変更について（河合町角川Ⅻ地区）についてから、日程第13、議案第73号、飛騨市肉用繁殖雌牛導入基金条例の一部を改正する条例についてまでの3案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

これら3案件については産業常任委員会に審査を付託してありますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 上ヶ吹豊孝 登壇〕

●産業常任委員長（上ヶ吹豊孝）

それでは、産業常任委員会に付託されました議案第71号から議案第73号までの3案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告いたします。

去る7月1日、午後1時より委員会室において審査を行いました。

はじめに、議案第71号及び議案第72号について申し上げます。本案は、地籍調査による河合町角川Ⅻ地区と神岡町西Ⅷ地区の字区域の変更を行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「地籍調査の進捗状況はどの程度か。」との質疑があり、「河合町で約34%、神岡町で約15%まで進んでおり、100%を目指して事業を進める。」との答弁がありました。

次に、議案第73号について申し上げます。本案は、運用基金の積み増しに伴い改正するものであります。本案の主な改正点は、子牛の販売価格の低下を受け、市内で飼育される繁殖雌牛の頭数が減少していることから、飛騨市産飛騨牛生産基盤の維持強化を目的として、繁殖雌牛貸与頭数の維持・増頭を可能とするため、基金に積み増しを行うものであります。

質疑の内容についてご報告いたします。「子牛の値段が下がっている原因は何か。」という質疑があり、大きな理由の1つは円安による飼料価格の高騰があり、令和2年度と令和5年度を比較すると45%程度増加している。」との答弁がありました。

当委員会に付託されましたこれら案件については、いずれも討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上、当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、これら3案件につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、これより一括して採決をいたします。

議案第71号から議案第73号までの3案件について、委員長の報告は可決であります。これら3

案件を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、これら3案件は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第14 議案第74号 令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）

◎議長（井端浩二）

日程第14、議案第74号、令和6年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）を議題といたします。

本案は予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配付の審査結果報告書のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成する予算特別委員会でありましたので、会議規則第39条第3項の規定により委員長報告は省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、本案に係る委員長報告は省略いたします。

これより討論に入りますが、本案につきましては討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決をいたします。議案第74号について、委員長報告書は可決であります。委員長報告書のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告書のとおり可決されました。

◆日程第15 政治倫理審査会委員の補充選任

◎議長（井端浩二）

日程第15、政治倫理審査会委員の補充選任を行います。

委員の選任については、審査会規程第8条第2項の規定により、2番、中田議員を指名いたします。

この際、申し上げます。6月27日の野村議員の発言につきましては、後刻会議録を調査して不穏当な発言があった場合には、措置することといたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、閉会にあたりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。今議会では6月18日から17日間にわたりまして、一般会計補正予算をはじめ条例の改正など多数の案件につきまして慎重かつ活発なご審議を賜り、全ての議案につきましてご決定を賜り、誠にありがとうございました。本会議並びに各委員会を通じて議員の皆様方からいただきました数々のご指摘やご意見につき

ましては、これまでと同様にしっかりと受け止めさせていただきまして、今後の市政運営に生かしてまいります。

本格的な夏が目前に迫っておりますが、同時に梅雨の終盤を迎えておりまして、大雨による土砂崩れや河川の増水が発生しやすい時期となっております。引き続き気象情報等を注視のうえ、防災対策に万全を期してまいります。議員各位におかれましてもご自愛いただきますとともに、引き続きご指導賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で市長の発言を終わります。

閉会にあたり一言お礼申し上げます。今市長も言われましたが、17日間にわたり活発なご意見をどうもありがとうございました。また、飛騨市が住みやすい町になりますように、皆さんとともに頑張っていきたいと思っておりますので、皆さんのご協力、ご指導よろしくようお願い申し上げます。ありがとうございました。

◆閉会

◎議長（井端浩二）

それでは本日の会議を閉じ、6月18日から17日間にわたりました令和6年第2回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午前10時20分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長                      井端 浩二

飛騨市議会議員（11番）              前川 文博

飛騨市議会議員（12番）              野村 勝憲